

別紙

妙水苑デイサービスセンター
【ご利用料金表】

R6.6.1現在

ご利用にあたりまして、下表に示したサービス内容に応じた利用料金となります。
また、介護保険外サービスを利用された場合は、保険給付外サービス利用料がかかります。

【通所介護の場合】

1日当たりの基本料金表（サービス利用にかかる自己負担額/回）

項 目	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
通常規模型通所介護費（Ⅱ） ＜大規模事業所7H～8H＞	607円/日	716円/日	830円/日	946円/日	1,059円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	56円/日				
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	76円/日				
個別機能訓練加算（Ⅱ）	20円/月				
入浴介助加算（Ⅰ）	40円/日				
認知症加算	60円/日				
中重度者ケア体制加算	45円/日				
ADL維持等加算（Ⅰ）	30円/月				
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	22円/日				
科学的介護推進体制加算	40円/月				
栄養改善加算	200円/回（＊1）				

＊サービス提供体制強化加算（Ⅰ）は支給限度額管理の対象外です。

＊原則として基本時間（7時間～8時間）となります。

＊サービス提供時間数は、居宅サービス計画及び通所介護計画に位置付けられた時間数としますが、利用者の希望又は心身の状況等により、所要時間が短縮した場合には、計画上のサービス時間数に応じた利用料となります。

【八戸市 総合事業の場合】

1ヶ月当たりの基本料金表（サービス利用にかかる自己負担額/月）

項 目		要支援 1（要支援2週一回利用相当も含む）	要支援 2
		事業対象者（週1回程度）	事業対象者（週2回程度）
介護予防		1,798円/月	3,621円/月
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	要支援1	88円/月	
	要支援2	176円/月	
科学的介護推進体制加算		40円/月	
栄養改善加算		200円/回（＊2）	

＊負担割合証に応じた負担額となります。

＊1、＊2については、原則1ヶ月に2回、3ヶ月を限度として算定致します。

【介護職員処遇改善加算】

※介護職員処遇改善加算は支給限度額管理の対象外です。

項 目	金 額
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	介護保険適用自己負担額合計の9.2%の額

その他保険給付外のサービス利用料（通所介護・介護予防通所介護共通）

項 目	品 目	利 用 料
昼 食 代	食 費	550円/食
オムツ代 （使用者のみ、1枚当たり）	尿取りパット	40円/枚
	フラットタイプ	40円/枚
	テープタイプ S	S 80円/枚 M 90円/枚 L 100円/枚
	パンツタイプ S～M	S～M 110円/枚 L～LL 120円/枚

その他、次のような場合は、実費相当額を徴収致します。

利用者の希望により、

- ①入場料や参加料が必要な行事・イベント等に参加された場合。
- ②クラブ活動等で、材料費が必要になった場合。
- ③個別に趣味・嗜好品を用意・提供し、それに費用を要した場合等。
- ④個別に必要なとなった物品にかかる費用やコピー代。
- ⑤連絡帳や初回に支給した袋などが破損し、新たに準備した場合。